## 感染症治癒証明書記入についてのお願い

学校保健安全法施行例及び施行規則において感染症に罹患したことが確認された場合、大学への出席停止が規定されています。

つきましては、本学学生の疾患が軽快し他への感染のおそれがなくなり、登校に支障がないことを 下記証明書に御記入いただきますようお願いいたします。

【問合せ先】 首都大学東京荒川キャンパス 保健室 03-3819-1211 内線 236

<ul><li>感染症治癒証明書</li><li><u>氏名</u></li><li>学修番号</li></ul>
学修番号
所 属

下記の疾患(感染症の疑いを含む。)で、 年 月 日から療養中のところ、現在軽快し(感染の疑いがなくなった場合も含む。)、他への感染のおそれはないと思われますので、

年 月 日から登校しても支障がないことを証明します。

記

疾患名 (該当するものの□に✔)		以下の出席停止期間の基準に基づき、主治医が判断する
□第一種の感染症		□エボラ出血熱 □クリミア・コンゴ出血熱 □痘そう □南米出血熱 □ペスト 治癒するまで □マールブルグ病 □ラッサ熱 □急性灰白髄炎 □ジフテリア □重症急性呼吸器症候群 □鳥インフルエンザ
第二種の感染症	□インフルエンザA型	発症した後5日を経過し、かつ、熱が下がってから2日経つまで
	□インフルエンザB型	
	□麻しん	解熱後3日を経過するまで
	□風しん	発疹が消えるまで
	□水痘	全ての発疹がかさぶたになるまで
	□流行性耳下腺炎	耳下腺・顎下線・舌下線の腫れが出現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	□百日咳	特有のせきがなくなるまで、または5日間の抗菌薬療法が終わるまで
	□咽頭結膜熱	主要症状消退後2日を経過するまで
	□結核	医師が感染のおそれがないと認めるまで
	□髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
□第三種の感染症		医師において感染のおそ □コレラ □細菌性赤痢 □腸管出血性大腸菌感染症 □腸チフス
		れがないと認めるまで □パラチフス □流行性角結膜炎 □急性出血性結膜炎

年 月 日

医療機関名

即名